

第1章 総則

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、羅臼町防災会議が作成する計画であり、羅臼町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災対策の万全を期することを目的とする。

- 1 羅臼町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、羅臼町、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務または業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災、思想の普及に関すること

第2節 計画の構成

羅臼町地域防災計画は本編の他、次の各編から構成する。

- 1 地震・津波防災計画編
- 2 資料編

第3節 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、自助（町民が自らの安全を自らで守ること）、共助（町民等が地域において互いに助け合うこと）及び公助（町、北海道及び防災関係機関が実施する対策）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民並びに北海道、防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第1章 総 則

第4節 用 語

この計画において、各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 基 本 法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
2 救 助 法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
3 町 防 災 会 議	羅臼町防災会議
4 本 部（長）	羅臼町災害対策本部（長）
5 町 防 災 計 画	羅臼町地域防災計画
6 防 災 関 係 機 関	羅臼町防災会議条例（昭和38年羅臼町条例第21号）第3条 に定める委員の属する機関
7 災 害	災害対策基本法第2条第1項に定める災害

第5節 計画の修正要領

本計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条に定めるところにより随時計画内容に検討を加え、おおむね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。したがって、防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、計画修正等がある場合は、町防災会議（事務局：総務課）に申し出ることとする。

- 1 計画内容に重大な錯誤があるとき
- 2 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 4 新たな計画を必要とするとき
- 5 防災基本計画、防災業務計画、北海道地域防災計画の修正が行われたとき
- 6 その他町防災会議会長が必要と認めたとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務と業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道開発局釧路開発建設部 （中標津道路事務所・根室港湾事務所）	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (3) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 (4) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による町への支援(リエゾン(現地情報連絡員)派遣)に関すること (5) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること。 (6) 羅臼漁港施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 災害対策現地情報連絡員の派遣等、町が行う防災業務の協力に関すること。
北海道運輸局 釧路運輸支局	(1) 航行船舶の耐行性及び船舶施設の安全の確保を図ること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整を行うこと。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋を行うこと。
北海道農政事務所 釧路地域センター	(1) 災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。 (2) 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。
北海道森林管理局 根釧東部森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 (2) 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 (3) 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 (4) 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。

第1章 総 則

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
第一管区海上保安本部 羅臼海上保安署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象等特別警報、警報、注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと。 (2) 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去を行うこと。 (3) 災害時において罹災者、救援物資、人員等の海上輸送を行うこと。 (4) 海上における人命の救助を行うこと。 (5) 海上における船舶交通の安全の確保を行うこと。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持を行うこと。 (7) 海上災害時において自衛隊の災害派遣を要請すること。
札幌管区气象台 釧路地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。 (3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震道に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に発表し、防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。 (5) 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、町や道に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。 (7) 町や道、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。
北海道労働局 釧路労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業場、工場等の産業災害防災対策を図ること。

2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
陸上自衛隊第27 普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

第1章 総 則

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第302沿岸監視隊 (標津分屯地所在部隊)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 派遣部隊到着までの間、災害対策本部に部隊の一部を派遣すること。 (3) 標津分屯地の近傍に災害が発生し、人命及び財産の保護上、緊急を要する場合に、必要な応じ部隊を派遣し救援活動を行うこと。

3 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
根室振興局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 根室振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること (4) 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 (5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務 及び業務の実施を助け総合調整を図ること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
釧路総合振興局 釧路建設管理部 中標津出張所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 道道、所轄河川の維持災害復旧に関すること。 (3) 急傾斜地崩壊危険区域の管理及び災害復旧に関すること。 (4) 関係河川の水位、雨量等の情報収集、伝達を行い、警戒体制の周知に関すること。 (5) 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。 (6) 町所管公共施設（道路、河川等）に係る、災害発生時の応急対策、災害復旧等の技術的指導並びに水防活動支援に関すること。
根室振興局保健環境部 中標津地域保健室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療施設、衛生施設等の被害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における医療救護活動に関すること。 (3) 災害時における防疫活動に関すること。 (4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること。 (5) 医療、防疫薬剤の確保及び供給に関すること。 (6) 被災地における住民の食生活の安全確保を図ること。
北海道教育庁 根室教育局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 (3) 避難所に係る学校施設の使用に関すること。

第1章 総 則

4 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
北海道釧路方面 中標津警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する こと。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (6) 危険物に対する保安対策に関すること。 (7) 広報活動に関すること。 (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する こと。

5 羅臼町

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
町長部局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 羅臼町防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 羅臼町災害対策本部の設置及び組織の運営に関する こと。 (3) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域 内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (4) 自主防災組織の充実を図ること。 (5) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (6) 住民に対する避難の勧告又は指示に関すること。 (7) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を 伝承する活動を支援すること。 (8) 防災上必要な訓練を実施すること。
知床らうす 国民健康保険診療所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時において救護班を編成し、り災者の収容、治療等業務を 行うこと。 (2) 本部が設置された場合に医療班を編成し、救急医療活動を実施 すること。
町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施 に関すること。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等を実施すること。 (3) 文教施設の被害調査及び情報の収集を行うこと。 (4) 避難所に係わる学校施設等の使用に関すること。

6 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
根室北部消防事務組合 羅臼消防署 羅臼消防団	(1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 (2) 災害時における避難誘導、救助及び救急に関すること。 (3) 火災警報、津波警報等の住民への周知に関すること。 (4) 被災地の警戒体制に関すること。

7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
日本郵便株式会社 羅臼郵便局 八木浜郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
東日本電信電話株式会社北海道事業部 (委任機関) (株)NTT東日本一 北海道釧路支店	(1) 気象官署からの警報を町に伝達すること。 (2) 災害時における重要通信の確保を図ること。
株式会社NTTドコモ北海道支社釧路支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDDI株式会社 北海道総支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンクモバイル株式会社 北海道支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本赤十字社 羅臼町分区	(1) 救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 (2) 災害義援金品の受領、配分及び募集を行うこと。 (3) 救援物資の供給に関すること。
日本放送協会 釧路放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
北海道電力株式会社 中標津営業所	(1) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。

第1章 総 則

8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
社団法人 根室市外三郡医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整、並びに応急医療及び助産その他救助活動に協力すること。
社団法人 釧路歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療関係機関との連絡調整、並びに応急歯科医療に協力すること。
社団法人北海道 薬剤師会根室支部	(1) 災害時における調剤、医薬品の提供に協力すること。
社団法人北海道 獣医師会根室支部	(1) 災害時における、飼養動物の対応に協力すること。
社団法人釧根地区 バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の輸送について関係機関の 支援を行うこと。
一般社団法人北海道 LPガス協会 根室支部	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。
社団法人釧根地区 トラック協会 中標津支部	(1) 災害時における緊急輸送に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
町内会 (連合町内会)	(1) 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 (2) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。
羅臼漁業協同組合 標津農業協同組合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。 (2) 農漁獲物の災害対策、指導を行うこと。 (3) 被災組合員に対する融資及び斡旋を行うこと。 (4) 農漁家生産資材及び生活物資の確保を行うこと。 (5) 農水産物の需要調整を図ること。 (6) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (7) 共済金支払いの手続きを行うこと。
羅臼町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること (2) 災害時における商工業者の経営指導及び復旧資金の斡旋に関する事
羅臼町建設業協会	(1) 災害時における応急対策業務を行うこと。
根室地区農業共済組 合標津家畜診療所	(1) 災害時における家畜防疫対策についての協力を行うこと。 (2) 町が行う家畜被害状況調査その他応急対策の協力を行うこと。

第1章 総 則

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
羅臼町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する世帯構成資金の融資及びその斡旋に関すること。 (2) 被災者の保護についての協力に関すること。 (3) ボランティア団体の受入れ協力に関すること。
阿寒バス株式会社 羅臼営業所	(1) 災害時におけるバス輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資及び防疫対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
一般運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
社団法人日本水難救済会羅臼救難所	(1) 災害時における遭難者の人命、船舶及び積み荷の救助・救援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。
避難所・避難場所の管理者	(1) 避難所、避難場所の適正な管理、運営及び応急対策の実施協力に関すること。

第7節 住民及び事業所の基本的責務等

災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にするには、行政機関をはじめとして各防災機関の防災対策だけではなく、町民及び事業所は、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、「自らの身の安全は自らが守る」ということを意識し、行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えより一層充実する必要がある、その実践を促進する必要がある。

災害対策基本法第7条においても住民等の責務が「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動等への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない」と明確に示されており、当町においても、災害時には、住民等は火火気の使用、自動車の通行、消火の準備、その他災害の発生の防止又は軽減を図るため必要な措置（緊急貯水、避難の準備、近隣の避難行動要支援者の把握・保護）等をとるとともに、町及び防災関係機関等が実施する応急活動に協力するなど、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

第1 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 近所との相互協力関係の構築
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 避難行動要支援者への支援
- (7) 自主防災組織の結成

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・災害時要援護者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保はもとより、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP（※））の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (5) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (6) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

※BCP（事業継続計画）Business Continuity Plan の略。

災害時において事業継続の視点から対応策をまとめたものであり、仮に中断したとしても、短期間で重要な業務、機能を再開し、事業を継続するために準備しておく計画のこと。